

西辺小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

- (1) いじめは、全ての児童に関する。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて児童が十分に理解できるようにすることを胸としなければならない。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

西辺小学校では、この基本の理念の下、一人ひとりの児童が安心して学校生活を送り健やかに成長できるよう、全職員一丸となっていじめをなくすための対策に全力を尽くしていく。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。【いじめ防止対策推進法第2条】

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

- 具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団により無視される。
 - ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害や加害者への以降の配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめの基本認識

- いじめは、人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- いじめは、卑怯な行為である
- いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるという認識を持つこと
- いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- いじめは、一人ひとりの教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である
- いじめは、家庭教育のあり方に大きく関わる問題であること

4 学校におけるいじめ防止のための組織

(1) 組織

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、西辺小学校のいじめ防止対策のため「西辺小いじめ防止対策委員会」（対策委員会と呼ぶ）を設置する。

(2) 構成員

組織の構成員は、校長、教頭、教務主任、各担任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援コーディネーター とする。

(3) 組織の活動内容

- ・ 教職員の共通理解と保護者等を対象とした啓蒙活動
- ・ いじめ防止のための調査（アンケート）、研修会の実施
- ・ いじめ問題に関わる対策協議、方針の策定
- ・ いじめ問題に関わる関係機関との連絡調整
- ・ 保護者や地域に対する情報発信と意見徴収（学校・家庭・地域の連携）

(4) 開催日

毎月職員会議と併せて開催することを基本とし、問題の発生に応じてその都度臨機応変に行うものとする。（生徒指導委員会と兼ねて行う）

5 学校におけるいじめ防止のための具体的取り組み

(1) 未然防止のための取り組み（いじめを生まないための土壌づくり）

① 一人ひとりが居場所のある学級経営の充実

- ・ 子供にしっかりと寄り添い、信頼関係の醸成に努める。
- ・ 全ての児童が参加、活動できる わかる授業づくり
- ・ 認め合い励まし合える、支持的風土づくりを進める。（安心して過ごせる学級・学校）
- ・ ベル席（チャイムが鳴ったら着席してまつ）の習慣化や学習規律（話を聞く態度、発表の仕方、学習用具の準備）等々、指導の徹底を図る。
- ・ 教員の言葉遣いでいじめを誘発しないように、言語環境に最新の注意を払う。

② 人権教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されることのできない卑怯な行為」であることを、子供たちに理解させる。
- ・ 子供たちが人を思いやることができるように、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 他人を尊重し相手を思いやる心を育てるために、自尊感情の育成を図る。
- ・ 人権集会の実施
- ・ 人権の日の設定（毎月第 2 火曜日）

③ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、自分自身の生活や行動を振り返り、いじめを防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる
- ・全学級一斉に、発達段階に応じたいじめに関する資料を活用し授業を行う。

④ 体験活動の充実（絆づくり）

- ・全校縦割り班活動を充実させ、異年齢集団による仲間作りを進める。
（コミュニケーション活動、人と人のつながりを大切に）
- ・全校縦割り班での朝の清掃活動、ボランティア活動、栽培活動を実施し、仲間で勤労する楽しさや喜びを味わわせる。
- ・幼小の連携の充実を図る。（学校行事の共有や交流授業）

⑤ 保護者への働きかけ

- ・学校便りや学校 HP 等を活用し、いじめ防止の対策について啓発を行う。
- ・PTA 活動を活性化させ保護者の交流を図り、「自分の子、人の子」ではなく、地域の子どもは地域で育てるという西辺の伝統的な意識を醸成する。（カナスヤー運動）

2 いじめの早期発見のために（小さな変化に気づくために日々アンテナを張り巡らす）

① 朝の会や授業中、休み時間の観察

- ・出席確認や健康観察での様子（声や表情）
- ・保健室での様子
- ・授業中や休み時間の様子（集団の中に入れているか、子どもたちのつぶやき）

② いじめ実態調査アンケート実施

- ・毎月1回、第1週目に実態把握のため、いじめアンケートを実施する。
- ・アンケート用紙は、教育相談担当を中心にいじめ防止対策委員会で検討する。
- ・学級担任は、アンケートを実施後回収し、集計は、生徒指導担当が行う。集計後は、実態を把握し共通理解を行う。

③ 教育相談

- ・日常的な声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる雰囲気（環境）をつくる。
- ・教職員と子どもの信頼関係を基盤に、年2回（6月、11月）行われる教育相談を効果的に活用し、児童の悩みや意見に心を配る。

6 いじめの早期対応について

（1）正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの児童、その他関係する児童から聞き取り調査を行い、いじめの事実確認など時系列で実態把握につとめる。（早めの対応が大切である）
- ・「木を見て森を見ず」というように、目の前の事象だけにとらわれずいじめの全体像を把握するように注意する。

（2）指導体制、方針の決定

- ・いじめ防止対策委員会を開き、教職員全体で情報の共有化を図り、指導のねらいを明確に

する。

- ・いじめを把握したら、一人で抱え込まず、指導体制を整え、組織的に対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(教頭の役割)

(3) 子どもへの指導、支援

- ・いじめられた児童への保護に努め、不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる児童を丁寧に行い、「いじめは人間として絶対に許されることではない」「人間として卑怯な行為である」「基本的な人権(人間の尊厳)に関わる問題である」という人権意識を持たせるように指導する。
- ・ケースに応じて、学校カウンセラーや臨床心理士を活用し、児童への心のケアに努める。

(4) 保護者との連携

- ・いじめられた児童の保護者に対しては、迅速に連絡を取り、事実関係や秘密の保持に努めること、学校の方針を伝える。また、判明した情報等は適切に伝える。
- ・いじめた児童の保護者に対しては、事実関係を把握した後、迅速に連絡を行い、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、今後の協力を求める。また、保護者への継続的な助言、支援を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重態事態への定義

- いじめにより児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
- いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある認められているとき。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する)
- 児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあったとき。

【いじめ防止対策推進法より】

(2) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
- ・設置した組織を中心に、事実関係を明確にするため乃調査を実施知るとともに、関係機関との連携を適切に図る。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

このため、学校においては、学校いじめ対策組織の構成・人員配置を工夫することが必要で

ある（例えば、日常的に最も身近に児童生徒と過ごしている学級担任を、各学年ごとに複数名参画させるなど）。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。加えて、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

（２）校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修の実施する。

（３）校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

（４）学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

（５）地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

※ 令和５年５月改訂、８ その他の留意事項を追加